

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

310-11  
08/9/1

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集責任者■湯浅一郎、田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 核兵器禁止条約とは何か

### 今こそ議論を深めるべきとき

#### フーバー・プラン／インド／非核兵器地帯

モデル核兵器禁止条約は、すでに国連総会や NPT 再検討会議の公式文書として配布されている。しかし、核軍縮関係者の中で、それが核兵器廃絶のための現実的な課題として理解されているとは言えず、漠然とした支持や急進性の表現というレベルに留まっていることが多い。いま私たちが直面している課題である「核兵器のない世界」へのフーバー・プラン、米印核協力、北東アジア非核兵器地帯などのいずれにおいても、核兵器禁止条約とは何であるかを具体的に考察し、理解を深める必要がある。

#### 「核兵器禁止条約」の登場

核不拡散条約 (NPT) が発効して 25 年目の 1995 年、条約の無期限延長の是非を決定するための NPT 再検討・延長会議が開催された。そのときの NGO の主張は、「NPT を超える」であり、具体的な提案は「核兵器禁止条約 (NWC)<sup>1</sup> の制定」であった。それを契機に、モデル NWC 起草委員会が形成され、97 年 4 月にその初版が発表された。

96 年に国際司法裁判所 (ICJ) が、NPT 第 6 条に謳われた核軍縮交渉の交渉義務のみならず締結義務を全会一致で勧告したことを受けて、NGO は NWC に関する交渉は ICJ 勧告の核軍縮交渉の一つの形態であると位置づけた。初版のモデル条約の前文にも ICJ の勧告が引用された<sup>2</sup>。改訂版モデル条約の概要と目次を資料 (2, 3 ページ) に掲げたが、その前文においてもこの趣旨は変わっていない。

ICJ 勧告は、政府レベルにおいても NWC を目標として掲げる動きを促すことになった。マレーシアがイニシャチブをとって「マレーシア決議」と呼ばれる国連総会決議が 96 年以後毎年国連総会に提案され、採択されてきた。決議は「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する ICJ 勧告的意見のフォローアップ」と題するが、その主文の要求の一つは、毎年決議の翌年に「NWC に関する交渉の開始を求める」という内容である。

#### NPT 強化か? NWC か?

しかし、95 年の NPT 再検討・延長会議が、ダナパラ議長

の采配の下に、無期限延長とともに注目すべき付帯決定を行い、NPT の再検討過程の強化策が実行されることになったことに伴い、多国間会議の場での NWC の位置づけは複雑なものになった。前述したように、マレーシアに代表される非同盟運動の主要国家は NWC の交渉開始を主張するのに躊躇はなかったが、核軍縮に熱心な政府の多くは、付帯決定を生かして NPT を軸に核兵器国に核軍縮を迫る努力に集中する方針をとった。98 年に誕生した新アジェンダ連合は、そのような方向を示した代表的な国家グループであったと言えるであろう。新アジェンダ連合の結成声明は、NWC という言葉は使わず「核兵器のない世界の維持には、普遍的で多国間で交渉された条約 (instrument)、あるいは相互に補強しあう一組の条約体系による下支えが必要であろう」

#### 今号の内容

##### 「核兵器禁止条約」の現在の意義

＜資料＞モデル条約：概要と目次

##### 正念場の「米印核協定」

＜資料＞米・NSG 指針改定案 / IAEA 保障措置協定 / 広島、長崎両市長の要請書

##### ● 図説 地球上の核弾頭全データ ●

##### フーバー・プランへの賛同、欧州に拡大

〔連載〕いま語る - 20

繁沢 敦子さん (『ヒロシマナガサキ』共同プロデューサー)

## モデル核兵器条約\*

——核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用、および使用の威嚇の禁止、ならびに全廃に関する条約

## ◆モデル核兵器条約の概要

## 一般的義務

モデル核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用、および使用の威嚇を禁止する。核兵器保有国は、一連の段階に沿って核軍備を廃棄することが求められる。兵器利用可能な核分裂性物質の生産も禁止され、運搬手段も廃棄するか核能力のないものに転換することが求められている。

## 申告

条約締結国は、占有または管理しているすべての核兵器、核物質、核施設および核兵器運搬手段ならびにその所在地を申告することが求められる。

## 全廃にいたる諸段階

この条約には、核兵器の全廃に向けての5つの一連の段階が規定されている。核兵器の警戒態勢を解除することから始まり、配備核兵器の撤去、核弾頭の運搬手段からの取り外し、核弾頭の不能化、「ピット」の取り外しと変形および核分裂性物質の国際管理である。初期段階で、米口は核軍縮を大幅に削減することが求められる。

## 検証

検証は、各国からの申告と報告、通常査察、

申立てによる査察〔第三国の申立てを受けて、違反が疑われる国に対して機関が実施する査察。チャレンジ査察ともいう〕、現地設置型センサー、衛星からの撮影、放射性核種の採取および他の遠隔感知型センサー、他の国際組織との情報の共有、ならびに市民による報告に基づいて行われる。この条約違反の疑いを通報する個人は、この条約により保護される（これには庇護の権利が含まれる）。

この条約の下で、情報収集のための国際監視制度が設置され、その情報のほとんどが登録署を通じて利用可能となる。商業上の秘密や国の安全を危うくするおそれのある情報は、機密扱いとなる。

## 国内の実施措置

締約国は、罪を犯す者を訴追しおよび条約の違反を通報する者を保護するこの条約に基づく自国の義務を履行するために必要な立法措置をとることが求められる。

また、締約国には、実施にあたり国内任務を遂行する国内当局を設置することが求められる。

## 人の権利と義務

この条約は、国家のみならず個人および法人にも権利を付与し義務を課す。個人には、条約の違反を通報する義務があり、そうする場合に保護を受ける権利がある。条約上の犯罪の容疑者については、その逮捕と公正な裁判手続についての規定が置かれている。

## 核兵器禁止機関

この条約を実施する機関が設置される。この機関は、検証、遵守の確保および機関の政

策決定に責任を負う。機関は、締約国会議、執行理事会および技術事務局からなる。

## 核物質

この条約は、核兵器を作るために直接使用できるあらゆる核分裂性物質または核融合性物質（消費燃料以外のプルトニウムおよび高濃縮ウランを含む）の生産を禁止する。低濃縮ウランは、核エネルギー目的のために認められる。

## 協力、遵守および紛争解決

遵守その他の事項につき解釈上の問題を明らかにし解決するために、協議、協力および事実調査に関する規定が設けられている。法的紛争については締約国相互の合意により国際司法裁判所（ICJ）に付託できる。機関自身も、法律問題についてICJの勧告的意見を要請する権限が与えられる。

締約国による条約の違反に対しては段階的な対応が規定されている。それは、協議および説明から始まり、交渉、（必要な場合には）制裁、または行動を求めての国連総会および安保理への付託にまでいたる。

## 他の国際協定との関係

モデル核兵器条約は、既存の核不拡散・軍縮体制および検証・遵守の諸取決めに基づくものとなる。これには、核不拡散条約、国際原子力機関（IAEA）の保障措置、包括的核実験禁止条約の国際監視制度、および米口2国間の諸協力が含まれる。ある場合には、核兵器条約はかかる体制および取決めの任務と活動に加わるものとなる。他の場合には、核兵器条約が追加的な補完的取決めに設置す

と述べ、98年秋の国連総会における新アジェンダ決議においても同様な表現を行った。すなわち、NWCの必要性を盛り込みつつも、彼ら自身がその交渉開始を要求する先頭に立つことを避ける情勢判断をしたのである。もちろん、新アジェンダ連合諸国もマレーシア決議には賛成した。

このことは、NGOにも慎重な配慮をもたらした。マレーシア決議の支持を広げる努力が続けられる一方、NWCの交渉開始を一気に運動として強化する選択は行われず、各国政府への働きかけも抑制されたものに留まった。状況は、決して「NPTの強化か、NWCか」という方針上の対立を意味するものではなかったにもかかわらず、そのような対立と見える形で問題が顕在化することを避けようとしたと言える。

## NWCへの誤解とフーパープラン

しかし、実際には実際的措置を積み重ねることと、NWCを交渉のテーブルに載せることは、矛盾しないどころか並行して進めるべき事柄である。このことが理解され難い理由の一つに、NWCにつきまどっている誤解がある。それは「核兵器のない世界」に対する理解不足と関係している。「核兵器のない世界」に向かうフーパー・プランに関心が集まっている今、NWCに関するこの誤解を克服することがとりわけ重要であろう。

「核兵器のない世界」とは、どのような世界であろうか。明らかに、それは現実世界とかけ離れたユートピアなどではない。それは、現在よりも格段により安全な世界であろうが、残念ながら紛争が絶えず、国家間のヘゲモニー争いが続いている世界であると考えべきであろう。誤解を恐れずに言えば、多くの政府のメンタリティにおいて現在とそう変わらない世界なのである。したがって、「核兵器のない世

界」を維持するためには、しっかりと国際条約と実施制度が必要である。つまり、現在すでに存在したり、実現すべきと目指されている核軍縮のための実際的措置は、ほとんどが「核兵器のない世界」、およびそれへの過程に必要なものである。言い換えれば、NWCが必要としている要素なのである。

NPTの根幹となっている原子炉や核物質の軍事転用の禁止、そのための国際原子力機関（IAEA）との保障協定、また今日ではIAEA追加議定書、など、NPTやIAEAの規定は「核兵器のない世界」にも不可欠である。核爆発実験の国際監視制度（IMS）を導入した包括的核実験禁止条約（CTBT）も、もちろん不可欠である。未だ交渉開始が実現していない兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT、カットオフ条約）も必須であろう。さらに、NPT2000年合意の13項目の実際的措置で謳われた核軍縮の不可逆性や透明性も原理として確保されなければならない。イギリスとノルウェーがイニシャチブをとっている核軍縮検証制度なども、「核兵器のない世界」の構成要素となる。

## 非核兵器地帯との関係

最近、「北東アジア非核兵器地帯よりも、その先を行く核兵器禁止条約を目指すべきである」という議論があることを知って驚いた。これも、「核兵器のない世界」への誤解からきている。

「核兵器のない世界」を維持するのに、非核兵器地帯は重要な役割を果たすことになる。とりわけ地域的な検証システムは必ず必要になると言ってもよい。単に広大な地球全体の検証制度のために地域的制が必要であるというだけではない。北東アジアがそうであるように、それぞれの地域には長い歴史のなかで蓄積されている特有の相互不信や国家

ることとなる。

#### 財政

核軍備の全廃の費用は核兵器国が負担することが義務づけられている。もっとも、その義務履行が財政的理由から困難である国を援助するため、国際基金が設置される。

#### エネルギー援助に関する選択議定書

この条約では、平和的目的での核エネルギー利用を禁じていない。

もっとも、条約は選択議定書を伴っており、この議定書では、核エネルギーの開発を行わないか、または既存の核エネルギー計画からの撤退を選択する締約国に対して、持続可能なエネルギー資源を促進するエネルギー援助計画が設定されている。

#### ◆モデル核兵器条約の目次

##### 前文

##### 第1条 一般的義務

A. 国の義務/B. 人の義務

##### 第2条 定義

A. 国家および人/B. 核兵器/C. 核エネルギー、爆発物および爆発装置/D. 核物質/E. 核施設/F. 核活動/G. 検証/H. 運搬手段

##### 第3条 申告

A. 核兵器/B. 核物質/C. 核施設/D. 運搬手段

##### 第4条 実施の諸段階

A. 一般的要件/B. 最終期限の延長/C. 延長に際しての相互主義/D. 諸段階/E. 特別規定

##### 第5条 検証

A. 検証体制の構成要素/B. 検証の対象となる活動、施設および物質/C. 検証に関する権利および義務/D. 信頼醸成措置/E. 他の検証取決めとの関係/F. 実施

##### 第6条 国内の実施措置

A. 立法による実施/B. 締約国と機関との関係/C. 秘密情報/D. 他の取決めにおいて約束されまたは要請される措置の実施との関係

##### 第7条 人の権利および義務

A. 刑事手続/B. 条約違反を報告する責務/C. 情報を提供する人に対する保護

##### 第8条 機関

A. 総則/B. 締約国会議/C. 執行理事会/D. 技術事務局/E. 特権および免除/F. 登録簿およびその他のデータベース/G. 国際監視制度

##### 第9条 核兵器

A. 一般的要件/B. 核兵器を廃棄する手続/C. 核兵器の生産の防止

##### 第10条 核物質

A. 再構成および文書化/B. 特殊核物質の管理/C. 許可要件/D. 他の国際協定との関係

##### 第11条 核施設

A. 核兵器施設/B. 指揮、官制および通信施設ならびに配備サイト/C. 原子炉、濃縮施設および再処理施設、核物質貯蔵サイトならびに施設外の核燃料サイクル区域/D. 核施設における活動

##### 第12条 核兵器運搬手段

第13条 この条約によって禁止されていない活動

##### 第14条 協力、遵守および紛争解決

A. 協議、協力および事実調査/B. 事態を是正しおよびこの条約の遵守を確保するための措

置(制裁措置を含む)/C. 紛争の解決

##### 第15条 効力の発生

A. 効力発生の条件/B. 国による効力発生要件の放棄

##### 第16条 財政

##### 第17条 改正

##### 第18条 条約の範囲および適用

A. 他の国際協定との関係/B. 附属書の地位/C. 有効期間および脱退/D. 保留

##### 第19条 条約の締結

A. 署名/B. 批准/C. 加入/D. 寄託者/E. 正文

#### 紛争の義務的解決に関する選択議定書 エネルギー援助に関する選択議定書

##### 附属書1 核活動

A. 核活動の表 [Bに掲げる]のための指針  
B. 核活動の表

##### 附属書2 核兵器構成部分

附属書3 第8条C23に規定する国および地理的地域の一覧表

##### 附属書4 動力炉を保有する国の一覧表

附属書5 動力炉および/または研究炉を保有する国の一覧表

(浦田賢治編訳「地球の生き残り: [解説] モデル核兵器条約」(日本評論社、08年7月20日)より抜粋。12ページに広告)

\*「核兵器条約」の訳語については、下の記事の注1を参照。

間の関係があり、適切で効果的な検証体制は地域間でこそ確立できるのである。また、それを確立する地域主体によるプロセスそのものが制度の有効性を支えるという側面を見逃してはならない。「核兵器禁止条約ができれば非核兵器地帯は不要になる」というような考えは見当はずれである。

すでに世界には5つの非核兵器地帯条約が存在しているが、それらはNWCを支える要素として活用されてゆくであろう。

#### モデル条約の立場

非核兵器地帯条約を含め、個別の国際的法制度とNWCとの関係は今後の議論の推移、国際関係の推移によって定められてゆく。このような見通しが、前述した新アジェンダ声明の「核兵器のない世界の維持には、普遍的で多国間で交渉された条約、あるいは相互に補強しあう一組の条約体系による下支えが必要」という文言には込められていると理解すべきである。

モデル条約の概要における項目「他の国際協定との関係」(2ページ)は、さらに具体的に次のように述べている。

「モデル核兵器条約は、既存の核不拡散・軍縮体制および検証・遵守の諸取決めに基づくものとなる。これには、核不拡散条約、国際原子力機関 (IAEA) の保障措置、包括的核実験禁止条約の国際監視制度、および米ロ2国間の諸協力が含まれる。ある場合には、核兵器条約はかかる体制および取決めの任務と活動に加わるものとなる。他の場合には、核兵器条約が追加的な補完的取決めを設置することとなる。」

#### インド問題の核心

最後に、現在極めて重要な局面にさしかかっている米印核協力の問題に関連して、NWCのもっている意義について

考察しておきたい。

米印核エネルギー協定に反対する日本の政策担当者や議員が悩む問題は、「では、インドをどうするのか」という問いである。実際、事情に通じていればいるほど、そのような問いに直面していることを、筆者は感じてきた。「インドは核兵器を放棄してNPTに非核兵器国として加盟せよ」という要求が、インドとの対話の糸口にならないことを長いあいだ経験してきた結果、その主張の繰り返しの有効性に疑問を感じているからである。のみならず、このような見通しのない主張の繰り返しだけでは無策の隠れ蓑になってしまう。日本政府の対インドへの要求は、それに近い。

NPT 枠の中においては、NPTの普遍性の要求として、インド、パキスタン、イスラエルにこの要求を続けるべきである。しかし、それと同時にインドが独自に核兵器禁止への行動プランを提案していることを踏まえて、インドを巻き込むような普遍的な交渉の枠組みを積極的に作ることが可能であろう。NWCの交渉テーブルは、そのようなテーブルになりうる。88年にラジブ・ガンディ首相は核兵器廃絶への7段階の行動プランの提案を行ったが、それはNWCを目指すものであった。最近でも、06年10月6日、国連総会第1委員会において、インドはそれと同じ内容を作業文書として提案している。(梅林宏道) 

#### 注

1 NWC = Nuclear Weapons Convention. 核兵器の禁止のみならず廃棄を義務づける条約であるが、モデルNWCが参考としているCWC = Chemical Weapons Conventionが、化学兵器禁止条約と訳されることが多いので、本誌では「核兵器禁止条約」と訳す。資料に掲げた本では「核兵器条約」と訳している。

2 初版のモデルNWCは97年、コスタリカが国連総会文書として提出した(UN Doc A/C.1/52/7)。改訂版は07年、コスタリカとマレーシアによってNPT再検討準備委員会(NPT/CONF.2010/PC.1/WP.17)、および国連総会(UN Doc A/62/650)に提出された。

# 正念場を迎えたNSG<sup>〔核供給国グループ〕</sup> 日本政府は原則を貫け

## 米印核協定

8月21、22日、核供給国グループ(NSG)の臨時総会がウィーンで開かれた。日本を含む45か国の加盟国は、米印核協定が実行されることを阻止するための最大のハードルであるNSG「ガイドライン改定」の承認の是非をめぐる議論した。結論は持ち越しとなり、9月4、5日に次回NSG会合が開催される。米ブッシュ政権は任期内の協定発効を目指している。核不拡散体制を崩壊させかねない米印核協定をめぐる最新状況とこれまでの経過を整理する。

### NSGは決定を見送り

1974年のインド核実験をきっかけに作られたNSGは現在、核燃料等を供給する条件として、フルスコープのIAEA保障措置の受諾を要求している。米印核協定の発効に向けては、こうした規定を持つNSGガイドラインを変更し、インドを例外扱いとするという合意を45か国のNSG加盟国が「全会一致」で行わなければならない。

開催日程を含め、NSGでの議論はすべて「非公開」とされている。そのため各国がどのようなポジションに立ったかは正確には不明であるが、かねてから米印核協定に否定的と伝えられるオーストリア、アイルランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスといった国々の他にも、多くの国が米国の提案する「インドにのみ適用される(India-specific)」例外措置に一定の懸念を示したと見られる。「加盟国のほぼ半数から、米国家に対する修正が提案された」とロイターは伝えている<sup>1</sup>。

「米国家」とは、8月6日に米国が議長国ドイツに提出したNSGガイドライン修正案である。文書は非公開であったが、米NGO「軍備管理協会(ACA)」が入手し、全文がウェブ上に公開された。その内容は、06年3月に米国がNSG各国に提出した未決定ガイドライン修正案<sup>2</sup>を基盤としつつも、さらにインドへの譲歩色を強めたものとなった(9ページの資料2に全訳)。

数ある問題点のなかでも、ACAのダリル・キンボール所長は、とりわけインドによる不拡散上の誓約の遵守問題と各国の核協力実施との関係の「あいまいさ」を指摘する<sup>3</sup>。06年の米提案では、「すべての不拡散及び保障措置に関する誓約ならびにNSGガイドラインのその他すべての要求をインドが引き続き完全に満たしている」とNSG加盟国が確信している限りは、インドへの核協力を実施してよいと規定していた。ところが今回の修正案においては、NSG加盟国は「関連の国際的コミットメント及びインドとの間の二国間協定について考慮しながら、コンタクトを維持し、正規のルートで協議する」としか書かれていない(セクション3

c)。

次の焦点は、9月4、5日の次回会合に向け、米国がいかなる再修正を加えてくるかにある。米大統領選を控えた議会日程とのからみからNSGでの合意形成に急ぐ米国は、「(各国の提案から)我々が受け入れられる変更点がないわけではない」(パウチャー国務次官補)と一定の柔軟性を示している。NSGでの会合直後、インドのメノン外務次官は修正案を検討すべくワシントンに向かった。その一方で、ムカジー・インド外相は、核実験にかかるものなど、同国政府はいかなる「規制条件」も受け入れないとの立場を明確にしている<sup>4</sup>。また、米国内法との整合性から、NSGガイドライン変更に関し一定の条件を付けたいという米国内の議論も浮上しており、今後両国がどのような着地点を見出すかは不透明である。

### これまでの流れ

本誌303・4号で解説したように、米印核協定をめぐるのは、インド国内における根強い反対世論から長らくこう着状態が続いていた。しかし、洞爺湖G8サミットでの米印首脳会談を間近に控えた7月、シン政権が協定に反対を続ける左派政党からの閣外協力を諦め、IAEA理事会に保障措置協定案を提出したことで情勢は大きく動いた。7月22日、インド下院はシン内閣の信任決議を行ったが、賛成275票、反対256票、棄権10票の僅差で可決された。

ここから米印核協定実現に向けたプロセスは一気に加速した。保障措置協定案の提示からわずか3週間ほどの8月1日、ウィーンで開かれたIAEA理事会はインド・IAEA保障措置協定案を全会一致で承認した。これは異常に早いペースであり、35か国の理事国に協定案について十分な検討を行う時間的猶予があったとは到底言えないであろう。これに関連してパキスタンは、7月15日、IAEA理事会とNSG加盟国に書簡<sup>5</sup>を送り、「(IAEA)理事会の規則によれば、協定は早くとも、この(=提出日の8月9日の)45日後に初めて検討されうる。つまり、08年8月25日である。」として、理事会の日程について強い不満を表明している。

### 問題含みの保障措置協定

8月1日のIAEA理事会では冒頭、エルバラダイ事務局長が、「私は、(インド・IAEA間の保障措置)協定がインドにとって良いものであり、世界にとっても良いものであり、不拡散にとっても良いものであり、核兵器のない世界に向かって進む我々の共通の努力においても良いものであると信じる<sup>6</sup>」と述べ、インドとの協定締結が核軍縮・不拡散に資する

との考えをあらためて強調した。しかし、10章、130パラグラフで構成されるこの保障措置協定には、重要かつ根本的な問題が含まれている（9ページの資料3に抜粋）。

第1の問題点は、保障措置の対象リストが存在しないことにある。この保障措置協定の形態は「アンブレラ協定」と説明されている。すなわち、保障措置の対象となる施設をインドが指定するとその施設について協定が発効し、付属書のリストが逐次拡大されていく、というものである（14節）。そのため文末にあるリストは現在空白のまま、具体的な施設名は何も書かれていない。エルバラダイ事務局長は、理事会に対し、2014年までに14基の民生用核施設を保障措置下に置くことを目標に（現在6基がすでに保障措置下にあるから追加分は8基）、IAEAは2009年からこの新たな保障措置協定の履行を開始すると説明を繰り返した。しかし、14基を保障措置下に置くとしても、現在稼動・建設中の熱中性子炉22基のうち残る8基が国際的な監視の枠外に置かれたままになること、「どの施設を保障措置下に置くか」の決定をインドが自国の国際安全保障上の都合で行えること、研究炉・高速炉など核分裂性物質を生産可能な施設が民生指定から外されることなどについて、納得のいく説明は一切なされていない。

第2の問題は、インドの核実験再開を抑制するような記述がないことである。将来的な核実験再開の可能性を念頭に、インド政府はこの間、永久的な燃料供給保証や供給停止に備えた戦略的燃料備蓄の確保を追求してきた。この保障措置協定においては、核実験という言葉は出てこないものの、外国からの核燃料供給が途絶えた場合として、インドが「民生原子炉の継続的運転を確保するための是正措置を取ることができる」との一文が前文に盛り込まれている。この「是正措置」が何を指すかは明確ではないが、将来的な核実験再開に対する制裁措置として燃料供給がストップした際に、インドが施設を保障措置から外す可能性を残すものといえよう。また、同じく前文においては、供給中止に備えたインドの「戦略的燃料備蓄」を支持する旨が明記されている。シン首相を含むインド政府高官が繰り返し将来的な核実験再開の権利を強調するなかで、保障措置協定のこうした内容は核実験を抑止するどころか、国際社会の求めるCTBT発効への大きな障害となるものである。

## 問われる被爆国・日本政府の対応

この間、日本政府は、どのような姿勢を打ち出したのか。広島・長崎両市長をはじめ（資料1、右上）、市民・自治体からは被爆国の政府として米印核協定に反対を表明するよう度重なる要請が行われたが、政府はNSGでの態度を保留し続けてきた。8月5日、インドを訪れた高村正彦外相は、米印核協定への支持を求めたムカジー外相に対し、「温室効果ガスの排出抑制につながる」との理解を示しつつも、「唯一の被爆国として・・・国際的な核不拡散体制に支障のないことを納得する必要がある」と述べ、包括的核実験禁止条約（CTBT）署名批准、NPT加盟という従来の要求を繰り返した<sup>7</sup>。NSG会合直前の8月19日、市民各団体からの申し入れを受けた西村康稔外務大臣政務官は、日本政府としては最終的な態度を決めていないと説明したが、ほぼ同時に記者会見に臨んだ町村官房長官が「（米印核協定は）NPT体制の強化につながる面もある」との見解を表明し、容認に傾いていることをうかがわせた。

## 資料1 広島、長崎両市長の要請書

2008年7月30日

### 要請書

内閣総理大臣 福田康夫様

広島市長 秋葉忠利  
長崎市長 田上富久

### 米国とインドの原子力協力への日本政府の対応について

本年8月1日、国際原子力機関（IAEA）が、インドの原子力施設の査察協定案を協議するために緊急理事会を開催することが明らかになりました。

査察協定案の緊急理事会での承認は、米印原子力協力協定を発効させるための前提条件の一つであり、承認されれば、米国政府はインドへの核燃料、核関連技術などの輸出に向けてさらなる一步を踏み出すことになります。

インドは、NPT体制を否定して核兵器を保有し、国連安保理の決議においても、核兵器の廃棄とNPTへの加盟を強く求められ、国際社会から長く経済制裁を受けてきた経緯があります。

米印原子力協力協定においては、民生用の原子炉はIAEAの査察を受けるとのことですが、軍事用のプルトニウム生産炉と高速増殖炉は査察の対象外と伝えられており、事実上、インドの核兵器保有の容認に等しく、NPT体制の形骸化が危惧されるばかりか、今後、世界の核兵器廃絶の取組を進める上での大きな支障となることが考えられます。

さらに、このたびの原子力協力は、IAEAの包括的保障措置を受けていない国への核協力を禁じている原子力供給国グループ（NSG）の現行のガイドラインにも反するものであり、被爆地として容認できるものではありません。

IAEAの理事国であり、また、NSGにおいても大きな影響力を有する日本政府におかれましては、インドに対し、NPTや包括的核実験禁止条約（CTBT）への加盟を粘り強く求めるとともに、加盟がない段階で原子力協力が行われることのないよう主導的役割を果たすことを強く求めます。

8月6日、9日の広島、長崎での平和祈念式典のスピーチで福田首相は、「我が国は『平和協力国家』として、国際社会において責任ある役割を果たしていかなくてはならない」「核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、国際社会の先頭に立っていく」との誓いを述べた<sup>8</sup>。しかし、NPT枠外にあり、核兵器計画を継続するインドに「例外措置」を認める米印核協力を支持するという選択をするのであれば、被爆国・日本は「平和協力国家」どころか、NPT体制を崩壊に導いた当事国のひとつとして、歴史にぬぐえない汚点を残すことになるだろう。いま米印核協定の阻止をめざすことは、フーバープランにより核兵器廃絶への手がかりが見えてきている状況下で、大きな意義を持っている。まずは次のNSG会合が、私たちにとっても正念場となる。（湯浅一郎、中村桂子）<sup>9</sup>

注

1 <http://africa.reuters.com/wire/news/usnLM19822.html>

2 [www.armscontrol.org/projects/India/20060327\\_DraftNSGProposal](http://www.armscontrol.org/projects/India/20060327_DraftNSGProposal)

3 [www.armscontrol.org/node/3274](http://www.armscontrol.org/node/3274)

4 [www.rediff.com/news/2008/aug/23ndeal2.htm](http://www.rediff.com/news/2008/aug/23ndeal2.htm)

5 パキスタン政府からIAEA理事会会合への書簡（08年7月15日）。

6 [www.iaea.org/NewsCenter/News/2008/brief010808.html](http://www.iaea.org/NewsCenter/News/2008/brief010808.html)

7 [www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g\\_komura/india\\_08/gaiyo.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_komura/india_08/gaiyo.html)

8 [www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/08/09aisatsu.html](http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/08/09aisatsu.html)

# 図説 地球上の核弾頭全データ

2008年1月

## 【解説】

どの核兵器保有国も、自国の核弾頭数やその内訳を公表していない。以下のデータは、非政府組織（NGO）が公的情報や議会証言、インタビュー記事などを継続的に収集、分析することによって得られたものである。

核弾頭数に関する情報を理解するに当たって、弾頭の保管状況に関連して次のような4分類があることを知っておく必要がある。米国における情報に基づくものであるが、他の国においても似たような事情があると考えられる。しかし、この分類に厳格に従いながら核弾頭の現状を分類することは困難である。本データでは、「核態勢見直し（NPR）」（02年1月）において導入された迅速対応戦力の弾頭と不活性貯蔵核弾頭を合わせて数を示すことにした。

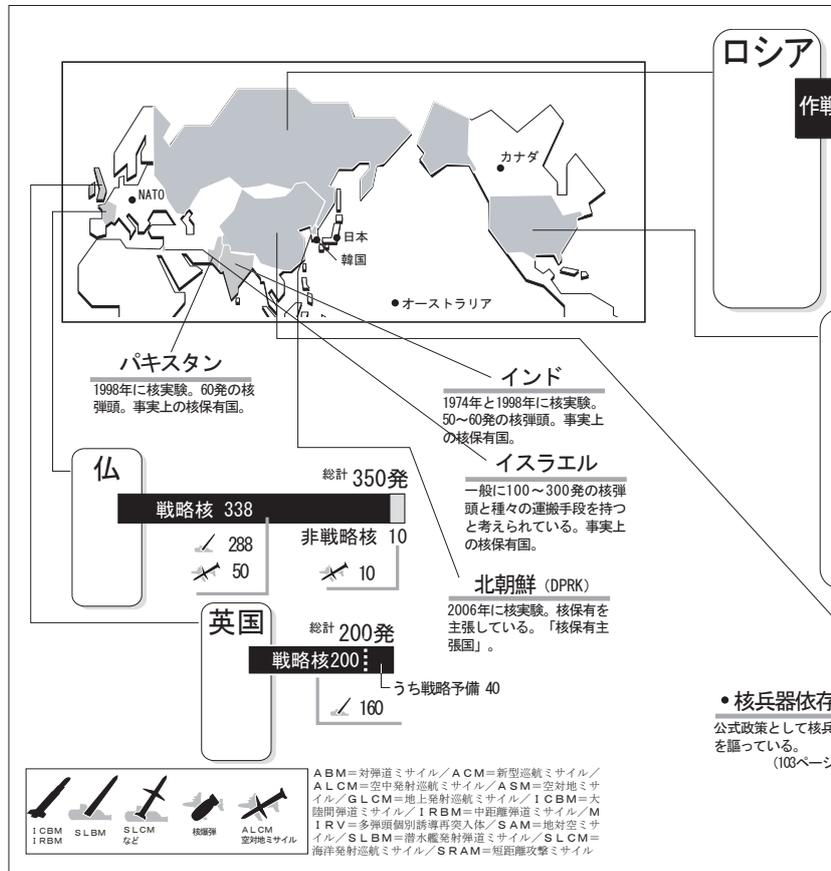
- ① **作戦配備された核弾頭** 部隊に配備・貯蔵されている活性状態の弾頭。（NPRや米口間のモスクワ条約においては、オーバーホール中の原潜の核弾頭を作戦配備に含めていない。これに反して、図説では昨年までそれを作戦配備に含めてきた。しかし、今回は作戦配備からはずしたので注意）。
- ② **迅速対応戦力の弾頭** 作戦配備からは外されたが、活性状態に置かれ迅速に作戦配備に復活できる。
- ③ **予備貯蔵** ルーチン整備・検査のために確保されている活性状態にあるスペアである。米国の戦略核兵器について推定するための一定の情報がある。概ね①の5～10%と推定される。
- ④ **不活性貯蔵** 退役した核弾頭で、時間が経過すると劣化するトリウムや電池などを除いて貯蔵している弾頭。将来、再使用の可能性を残す。解体を前提に軍が保管しているものも含まれる。

米国では、他に「戦略的予備」と呼ばれるものがある。これは弾頭の形ではなくて、一次爆発用プルトニウム・ピットと二次爆発部分に分離して、対として別々に貯蔵されている。約5,000対あるとされる。

今年の図説で米国の弾頭数が突然大幅に減少したことに気付くであろう。それは、07年末にブッシュ大統領が不活性貯蔵の弾頭を削減するよう命じたことによる。実際には、その大部分は国防総省リストからエネルギー省リストに移っただけであるが、長期的には削減がより明確に決定づけられたことになる。

北朝鮮（DPRK）は2006年10月9日に核実験を行い、核保有国であると主張しているが、弾頭化/兵器化に関しては情報がない。本図説では「核保有主張国」と位置づけた。

事実上の核兵器保有国と見なされるインド、パキスタン、イスラエルを含めると、地球上には今なお21,000発に及ぶ核弾頭があり、オーバーキル状態は変わらない。

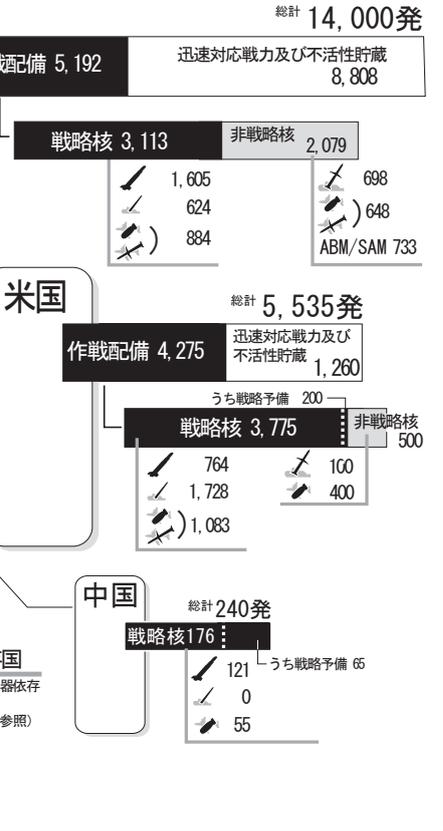


NPT加盟核保有国の核弾頭数

2008年1月

弾頭の分類		米	口	英	仏	中	合計
作戦配備	ICBM/IRBM	764	1,605	0	0	121	2,490
	SLBM	1,728	624	160	288	0	2,800
	爆撃機搭載核兵器	1,083	884	0	50	55	2,072
	戦略核予備	200	-	40	-	65	305
	小計	3,775	3,113	200	338	240	7,666
非戦略核	ABM/SAM	0	733	0	0	0	733
	空軍航空機用	400	648	0	0	0	1,048
	海軍用	100	698	0	10	0	808
	小計	500	2,079	0	10	0	2,589
合計	4,275	5,192	200	350	240	10,257	
迅速対応戦力及び不活性貯蔵	1,260	8,808	-	-	-	-	10,068
総計	5,535	14,000	200	350	240	20,325	

出典：「ニュークリア・ノートブック」（『プレティン・オブ・ジ・アトミック・サイエンティスト』に連載）を基本にしなが、S・ノリス（天然資源保護評議会（NRDC、米国）、H・クリステンセン（全米科学者連盟（FAS））、パベル・ポドビック（ロシア戦略核戦力プロジェクト、ロシア）、平和・紛争に関する資料・調査センター（CDRC、仏・リヨン）などの文献を参考にして作成した。



## 米国 (計 5,535)

核兵器の名称 爆発力キロトン 核弾頭数

### 戦略核 (小計 3,775)

- ICBM (小計764)
  - ミニットマンⅢ 764
  - Mk-12型 (弾頭:W62) 170 214<sup>1</sup>
  - Mk-12A型 (弾頭:W78) 335 450<sup>2</sup>
  - Mk-21型 (弾頭:W87) 300 100<sup>3</sup>
- SLBM<sup>4</sup> (小計1,728)
  - トライデントⅡ D5 1,728<sup>5</sup>
  - Mk-4型 (弾頭:W76) 100 1,344
  - Mk-5型 (弾頭:W88) 455 384
- 爆撃機搭載核兵器<sup>6</sup> (小計1,083)
  - 核爆弾 B61-7 可変<1~360
  - B61-11<sup>7</sup> 5 555
  - B83-1 可変<1,200
  - ALCM (弾頭:W80-1) 5~150 528

### ●戦略核予備 (小計200)

### 非戦略核 (小計 500)

- SLCM
  - トマホーク (弾頭:W80-0) 5~150 100<sup>8</sup>
- 核爆弾 B61-3,4,10 0.3~170 400<sup>9</sup>

### 迅速対応戦力及び不活性貯蔵<sup>10</sup> (小計 1,260)

- 1 単弾頭が100基、3MIRVが38基と推定。W62は2009年に退役予定。
- 2 1~3MIRV×250基。
- 3 単弾頭が100基。W62を置きかえている。
- 4 オハイオ級戦略原潜12隻に搭載。ミサイル数は288基(12×24)。原潜数は14隻であるが、常時2隻はオーバーホール。
- 5 12隻×24発射管×6MIRV。
- 6 ストラトフォートレスB-52H(94機のうちの56機)、スピリットB-2A(21機のうちの16機)、計72機が任務(核・非核両用)についている。B-2Aは爆弾のみ。警戒態勢は低い。
- 7 地中貫通型(1997年11月に導入)。貫通は6m。B-2Aにのみ搭載。
- 8 ワシントン州バンゴーに予備を含めて集約して貯蔵。
- 9 迅速対応戦力も含めて150~240個がNATO軍用としてヨーロッパ5か国の6か所の空軍基地に配備(別表参照)。その他に米国内では、ファイティング・ファルコンF16C/D、およびストライク・イーグルF15Eに搭載。
- 10 トマホーク(200発)、B61(3,4,10)、オーバーホール中の2隻のオハイオ級原潜のトライデント弾頭(48発)などが迅速対応戦力となっている。引退したACM(400発)も将来の処遇まちの状態。

## ロシア (計 14,000)

核兵器の名称 爆発力キロトン 核弾頭数

### 戦略核 (小計 3,113)

- ICBM (小計1,605)
  - SS-18 M4、M5、M6 (サタン) 550~750 750<sup>1</sup>
  - SS-19 M3 (スチレットウ) 550~750 600<sup>2</sup>
  - SS-25 (シックル)(トーポリ) 550 201<sup>3</sup>
  - SS-27 (トーポリM) 550 48<sup>4</sup>
  - SS-27A (トーポリM1) 550? 6<sup>5</sup>
  - SS-27B (トーポリM RS-24型) 550? 0<sup>6</sup>

### ●SLBM (小計624)

- SS-N-18 M1 (スチングレイ) 200 240<sup>7</sup>
- SS-N-23 (スキフ) 100 256<sup>8</sup>
- SS-N-23M1 (シネバ) 100 128<sup>9</sup>
- SS-NX-30 (プラバ) 100 0<sup>10</sup>

### ●爆撃機搭載核兵器 (小計884) 核爆弾

- ALCM (弾頭:AS15A、B) 250 884<sup>11</sup>
- SRAM (弾頭:AS16)

### 非戦略核 (小計 2,079)

- ABM/SAM (小計733)
  - 51T6/53T6 (ユーゴン/ガゼル) 1000/10 100
  - SA-10 (グランブル) low 633

### ●空軍航空機 (小計648) 核爆弾/ASM AS-4 (キッチン) /SRAM AS-16

- 1000 648<sup>12</sup>

### ●海軍用戦術核 (小計698) 核爆弾

- ASM AS-4 (キッチン) 1000
- SLCM 200~500 698
- 対潜核兵器
  - ロケット爆雷、対潜ミサイル
  - その他核魚雷、爆雷

### 迅速対応戦力及び不活性貯蔵 (小計 8,808)

- 1 10MIRV×75基。START IIが無効になり保持。しかし削減が続く。液体燃料。
- 2 6MIRV×100基。削減する計画。液体燃料。
- 3 単弾頭。ロシア名トーポリ。道路移動型で固体燃料。2007年10月18日、12月8日に発射テスト。
- 4 単弾頭。ロシア名トーポリM。サイロ型。軌道を変更できる弾頭もある。
- 5 トーポリMの移動型。新しいカモフラージュ。
- 6 RS-24という新型名で07年5月29日と12月25日に試射成功。3MIRVまで可能。
- 7 デルタⅢ級戦略原潜5隻に搭載。5隻×16発射管×3MIRV。
- 8 デルタⅣ級戦略原潜4隻に搭載。4隻×16発射管×4MIRV。
- 9 デルタⅣ級戦略原潜2隻に搭載。2隻×16発射管×4MIRV。2007年12月17日、25日に発射テスト。
- 10 6MIRVと推定される。07年6月28日、潜水発射に成功。新型のボレイ型原潜搭載予定。
- 11 ベアH6 (Tu-95MS6)32機、ベアH16 (Tu-95MS16)32機、ブラックジャック (Tu-160)15機に搭載。ベアH6は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を6個(計192個)、ベアH16は1機あたりAS15Aまたは核爆弾を16個(計512個)、ブラックジャックはAS15BまたはAS16、または核爆弾を12個(計180個)搭載する。
- 12 バックファイヤー (Tu-22M)やフェンサー (Su-24)524機に搭載。

## 米国、150~240発の核爆弾を今もヨーロッパに配備

米国は現在、ヨーロッパの5か国・6基地に150~240発の核兵器(航空機搭載核爆弾)を配備していると推定される。これは現在の世界で保有国の領土外の基地に配備された唯一の核兵器である。

下表は、米NGO「天然資源保護協会」(NRDC)の04年の報告書「ヨーロッパにおける米国の核兵器」(ハンス・クリステンセン著)を基礎

に、その後のクリステンセンの調査結果によってアップデートしたものである。

ドイツ・ラムスタイン基地の130発が05年3月以後に撤去された<sup>1</sup>のに続いて、最近、英国・ラケンヒース基地の110発が、時期は不明であるが、すでに撤去されたと報告された<sup>2</sup>。公式にアナウンスされたものではないが、確度の高い推定とされる。

注

- 1 本誌285号(07年8月1日)参照。
- 2 Strategic Security Blog、08年6月26日。www.fas.org/blog/ssp/2008/06/us-nuclear-weapons-withdrawn-from-the-united-kingdom.php

国名	基地	搭載機(所属国)	核爆弾の数		計
			米国分担	受入国分担	
ベルギー	クライネ・ブローゲル	F-16(ベルギー)	0	10~20	10~20
ドイツ	ビュヒェル	PA-200(独)*	0	10~20	10~20
イタリア	アビアーノ	F-16C/D(米)	50	0	50
	ゲディ・トーレ	PA-200(伊)*	0	20~40	20~40
オランダ	フォルケル	F-16(蘭)	0	10~20	10~20
トルコ	インジリク	F-16C/D(米)	50	0~40	50~90
合計			100	50~140	150~240

(表注)\*PA-200 は、米独伊共同開発の戦闘爆撃機で、「トルネード」と通称される。

## 中国 (計 240)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
<b>戦略核 (小計 176)</b>		
●ICBM/IRBM <sup>1</sup> (小計121)		
ドンフォン (東風)-3A	3,300	17
ドンフォン (東風)-4	3,300	17
ドンフォン (東風)-5A <sup>2</sup>	4~5,000	20
ドンフォン (東風)-21	200~300	55
ドンフォン (東風)-31 <sup>3</sup>	200~300?	~6
ドンフォン (東風)-31A <sup>4</sup>	200~300?	~6
●SLBM (小計0)		
ジュイラン (巨浪)-1	200~300	0 <sup>5</sup>
ジュイラン (巨浪)-2 <sup>6</sup>	200~300?	0
●爆撃機搭載核兵器 (小計55)		
核爆弾		55 <sup>7</sup>

### 予備貯蔵 (小計 65)

- ランフレキシブル戦略原潜1隻とル・トリオンファン戦略原潜3隻に搭載。2010年に前者が退役、後者4隻体制になる予定。
- フランス語で「艦対地戦略弾道ミサイル」の頭文字。
- 3隻×16発射管×6MIRV。
- フランス語で「空対地中距離ミサイル」の頭文字。
- ミラージュ2000N (60機、3飛行隊)に搭載。1機あたり1弾頭。弾頭は50と見積もられる。
- シュベル・エタンダール24機 (2飛行隊)に搭載。通常任務の航空機もある。唯一の空母ドゴール (原子力)に配備。

東風3Aは、NATOでの名称はCSS-2。以下、東風4はCSS-3、東風5AはCSS-4、東風21AはCSS-5。巨浪-1はCSS-N-3。

- 東風5A (射程13,000km)、東風31 (射程7,200km)、東風31A (射程11,200km)はICBM。他はIRBM。全て単弾頭。
- 米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。サイロ型、液体燃料。単弾頭。
- 移動式、固体燃料。米大陸には届かない。単弾頭。
- 米大陸に届く現有2種類のICBMの1つ。移動式、固体燃料。単弾頭だが、ミサイル防衛に備えておとりなどを伴うと考えられる。
- 戦略原潜シァ (夏)級 (中国名:大慶魚)に搭載。12発射管。07年は12発と推定されたが、08年には0と推定。
- 新世代原潜 (094型)に搭載する計画進行中。東風31の変型と考えられるが、単弾頭らしい。
- ホン(轟)-6(NATO表示:B-6)100~120機のうちの20機。キャン(強)5のうちの20機程度が核任務を持つと推定。50~250発の巡航ミサイルDH-10のうち、約15弾頭が核 (空中発射)と推定。

## フランス (計 350)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
<b>戦略核 (小計 338)</b>		
●SLBM <sup>1</sup> (小計288)		
MSBS <sup>2</sup> M45 (弾頭:TN75)	100	288 <sup>3</sup>
●爆撃機搭載核兵器 (小計50)		
ASMP <sup>4</sup> (弾頭:TN81)	300	50 <sup>5</sup>
<b>非戦略核 (小計 10)</b>		
●空母配備航空機搭載核兵器 (小計10)		
ASMP (弾頭:TN81)	300	10 <sup>6</sup>

## 英国 (計 200)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
<b>戦略核 (小計 160)</b>		
●SLBM <sup>1</sup>		
トライデント II D5	100	160 <sup>2</sup>
<b>予備貯蔵 (小計 40)</b>		

- バンガード級戦略原潜4隻に搭載。常時1隻のみパトロール。
- 弾頭は、米国のW76に類似だが英国産。4隻×16発射管×3MIRVで計算すると192個。実際には、2~6発射管は単弾頭と推定され、平均して1隻あたり40弾頭と推定される。40×4隻=160。別の推定として、06年12月発表の英政府「ファクトシート」は、パトロール中の原潜は最大48個の弾頭を持つと記述。3隻分として144個。4隻分として192個。実際にはこの中間と考えられる。

- 1998年5月の核実験の地震波からの推定値。インドは、最高43キロトンの爆発を主張している。
- いずれも通常任務を持つ。
- ミラージュ 2000H(バジュラ)48機、ジャガー IS/IB(シャムシャー)70機のいくつか、核任務をもつと推定される。
- プリトビ 1(射程150km)が配備済み。アグニ 1(射程700km)及びアグニ 2(射程2,000km)の配備状況ははっきりしない。アグニ 3(射程3,000km)、2007年4月12日に発射テスト。ダマシュ(射程350km、プリトビ2の海軍版)、2007年3月30日に発射テスト。プリトビ3(サガリカ、射程300km)を開発中。

## インド (計 50~60)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
組み立てられた弾頭	5~25 <sup>1</sup>	50~60
<b>運搬手段<sup>2</sup></b>		
●航空機 <sup>3</sup>		
●短・中距離ミサイル <sup>4</sup>		

## パキスタン (計 60)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
兵器化の確認なし	4~12 <sup>1</sup>	60
<b>運搬手段</b>		
●航空機 <sup>2</sup>		
●短・中距離ミサイル <sup>3</sup>		
●巡航ミサイル <sup>4</sup>		

- 1979年9月22日、南アフリカ近海の南インド洋はるか上空で、秘密裏に核実験が行われたとの説がある。クリステンセンらは弾頭数を200と推定。
- 米国製F16A/B/C/D (ファイティング・ファルコン)260機、同F15E(ストライク・イーグル、イスラエルではF15I・ラームと呼ぶ)25機の一部が核任務を持つと推定される。
- ジェリコ1 (射程1,200km)、同2 (射程1,800km)が配備されている。

- 1998年5月の核実験における地震波からの推定値。
- 米国製F16A/B (ファイティング・ファルコン)32機のいくつかが核任務をもつと推定される。
- ガズナビ (ハトフ3、射程400km)、シャヒーーン1 (ハトフ4、射程450km)、ガウリ (ハトフ5、射程1,200km)の配備が確認されている。シャヒーーン2 (ハトフ6、射程2,000km)を開発中。
- 巡航ミサイル・バーバー (ハトフ7、射程500km)を開発中。

## イスラエル (計 100~300)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
流布された推定 <sup>1</sup>		100~300
<b>運搬手段</b>		
●航空機 <sup>2</sup>		
●中距離ミサイル <sup>3</sup>		
●砲弾・地雷		

- 2006年10月9日の核実験における地震波からの推定値。プルトニウム保有量については40~50kg (核弾頭6~8個分)と推定されている (06年11月現在)。
- ノドン (射程1,480km)は核搭載可能。200基配備。テポドン1 (射程2,300km)、テポドン2 (射程6,200km)は未配備。テポドン2には3段式のものも開発されている。推定射程15,000km。
- 米国防総省は、単段式ミサグン (射程500km)が存在すると分析している (この項『朝日新聞』07年5月13日)。

## 北朝鮮 (DPRK)

核兵器の名称	爆発力 キロトン	核弾頭数
弾頭化・兵器化の確認なし	<1 <sup>1</sup>	?
<b>運搬手段</b>		
●中距離ミサイル <sup>2,3</sup>		

インドとの民間原子力協力に関する  
ステートメント(NSGに対する米国  
の提案テキスト案 2008年8月)

1. xx日におけるxx総会において、原子力供給国グループの参加国は、以下のように合意した。参加国は:

- a. 効果的な不拡散体制と核不拡散条約の目的の可能な限り広範な実施とに寄与することを欲する。
- b. 核兵器のさらなる拡散を制限することを求める。
- c. 伝統的な核不拡散体制の外にいる国々の不拡散のコミットメントと行動とに建設的に影響を与えるメカニズムを追求することを望む。
- d. 平和利用目的の原子力移転のための保障措置及び輸出規制の基本的原則を推進することを求める。
- e. 持続的成長と繁栄のためのクリーンで信頼できるエネルギー源を世界が必要としていることを認識する。

2. この点において、参加国は、不拡散体制に寄与するパートナーとしてインドが自主的に取ってきた措置に留意し、以下の不拡散のコミットメントと行動に関しインドの努力を歓迎する。

- a. 段階的な形で民生用核施設を分離し、その民生用核施設に関し、IAEAに申告することに決めた。
- b. 民生用核施設に対する保障措置の適用に関し、IAEAのスタンダード、原則、及び、慣行(理事会文書GOV/1621を含む)

に従った保障措置協定についてIAEAと交渉し、その理事会の承認を得ている。

- c. インドの民生用核施設に関し追加議定書に署名し、これを順守することを約束している。
  - d. 濃縮及び再処理技術をすでに有していない国に対し、これらを移転することを控えている。
  - e. 多国間で規制されている核及び核関連物質・機器・技術の移転を効果的に規制できる国内輸出規制システムを採用している。
  - f. その輸出規制リストを、原子力供給国グループのものとは一致させ、NSGのガイドラインを遵守することを約束している。
  - g. 核実験に関する一方的モラトリアムを継続しており、また、多国間の「核兵器用」核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の締結に向けて他の国々と協力する用意があると宣言している。
3. 上記に鑑み、参加国政府は、IAEAの保障措置下のインドの民生用原子力計画との民生用原子力協力に関する以下の方針を採用した。
- a. Infirc/254 (Rev. 9) パート1の paragraph 4(a), 4(b) 及び 4(c) にかかわらず、参加国政府は、インドに対し、トリガー・リスト品目及び/または関連技術を、平和利用目的かつ保障措置下の民生用原子力施設での使用のために移転しても良い。ただし、移転がパート1の他のすべての規定に従うものとする。
  - b. パート2の paragraph 4(b) にかかわら

ず、参加国は、核関連の二重目的機器などを、IAEAの保障措置下の民生用原子力施設において平和目的で使用するために移転しても良い。ただし、移転がパート2の他のすべての規定に従うものとする。

- c. 参加国は、ガイドラインの実施に関連した問題に関し、関連の国際的コミットメント及びインドとの間の二国間協定について考慮しながら、コンタクトを維持し、正規のルートで協議する。
4. 参加国でInfirc/254のパート1及びパート2を遵守している国々がガイドラインの実施において最新の状態であろうとするその努力を容易にするため、NSGの議長国は、すべての非参加国ととも、非差別的な形で、提案されているガイドライン修正について検討し、非参加国として修正に関してコメントしたいことがあればそうするよう求めることが要請される。提案されている修正に関する決定へのインドの参加は、インドによるその実施を容易にする。NSGのポイント・オブ・コンタクトは、このステートメントをIAEA事務局長に対し、すべての参加国に配布するようとの要請とともに、提出するよう要請される。

[www.armscontrol.org/node/3274](http://www.armscontrol.org/node/3274)

訳出典: ウェブサイト「核情報」

<http://kakujo.net/>

インド政府と国際原子力機関 (IAEA)  
との間の民生核施設への保障措置適  
用に関する協定 (案) (抜粋訳)

GOV/2008/30 (2008年7月9日) 添付文書

(前略)

本協定の目的のために、さらに以下に留意する。

- ・インドは、同国とIAEA加盟国との間での全面的な民生核協力を促進し、保障措置下に置かれた核物質をいかなる時にも民生利用から取り下げることはできないとの保証を与えるために、民生用核施設をIAEAの保障措置下に置くものとする。
- ・インドにのみ適用される保障措置協定(以下、「本協定」という)に基づくIAEAの保障措置を受諾するにあたってのインドの基本的合意条件とは、複数国の企業からの信頼性のある、妨げられることのない、継続的な燃料供給へのアクセスを含む、国際燃料市場へのアクセスをインドが得るための必要条件を満たす国際協力協定の締結、さらには、インドの原子炉を耐用期間にわたってあらゆる供給途絶から防護する核燃料の戦略的備蓄の拡大に向けたインドの努力に対する支援である。また、
- ・インドは、外国からの核燃料供給が途絶した場合、民生原子炉の継続的運転を確保するための調整手段を講じることができる。

(中略)

## 第1部 (略)

## 第2部 保障措置が必要となる状況

## A. 本協定の対象となる事項

11. 本協定の対象となる事項は次の通りとする:

- (a) 本協定第14節(a)に従ってインドが通告し、本協定付属書にリストアップされた施設
- (b) インドを締約国とする二国間もしくは多国間協定に従い、保障措置下に置くことが求められる、インドに提供された核物質、非核物質、機器及び部品
- (c) 核物質(特殊核分裂性物質の核分裂生成物を含む)で、付属書にリストアップされた施設において、あるいは当該施設を利用して製造・加工・使用されたもの。あるいは、11節(b)に記載された核物質、非核物質、機器、部品において、あるいはそれらを利用して製造・加工・使用されたもの。
- (d) 本協定第27節もしくは30節(d)に従い、本協定第11節(b)もしくは11(c)に記載された核物質に代替される核物質
- (e) 本協定第32節に従い、本協定の対象となる重水に代替される重水
- (f) 本協定第14節(b)に従いインドにより申告された、本協定11節(b)、(c)、(d)、(e)記載の核物質・非核物質・機器・部品が製造・加工・使用・組み立てられ、あるいは貯蔵されている施設で、上記11節(a)で指定された以外の施設、あるいは

インド国内のその他の場所。

(中略)

## 14. 通告

(a) インドは、自国の決定のみに基づき、第13節記載の申告において同国が指定した施設、あるいは同国が決定するその他の施設をIAEAの保障措置下に置くという決定を書面によってIAEAに通告する。インドによりIAEAに通告された施設は付属書にリストアップされ、同国からの書面通告をIAEAが受領した日をもって、本協定の対象となる。

(b) インドが、自国の決定のみに基づき、本協定の対象である核物質、非核物質、機器、部品を、本協定第11節(f)に規定された施設やインド国内の他の場所に輸入もしくは移動することを決定した場合は、インドはその旨をIAEAに通告する。本副節に従ってインドが通告したこれら施設もしくは場所は、同国からの書面通告をIAEAが受理した日をもって、本協定の対象となる。

(中略)

86. インドが将来、濃縮施設を本協定の対象施設とすることを決定した場合には、IAEA及びインドは、当該施設を付属書に加える前に、IAEAの保障措置手続きを濃縮施設に適用することについて協議し、合意するものとする。(後略) (訳: ピースデポ)

[www.armscontrol.org/pdf/20080709\\_India\\_safeguards.pdf](http://www.armscontrol.org/pdf/20080709_India_safeguards.pdf)

# 核兵器のない世界へ 欧州に広がるフー バー・プランの波紋

## 英・伊元閣僚らが呼応し アピール ——日本はどうした？

### 英・仏の政権への影響

4人の元米高官（シュルツ元国防長官、ペリー元国防長官、キッシンジャー元国防長官、ナン前上院軍事委員会議長）が『ウォール・ストリート・ジャーナル』誌で07年1月と08年1月に発表した2度の提言<sup>1</sup>とこれらを契機に注目された、「核兵器のない世界」実現のためのイニシアティブ「フーバー・プラン」<sup>2</sup>が、ヨーロッパ政界に影響を広がっている。

「核兵器廃絶への信念」を語った07年6月のベケット英外相（当時）のカーネギー演説（本誌第285号に抜粋訳）、「核軍拡競争の終焉」に言及した08年1月のゴードン・ブラウン英首相のデリー演説（本誌第298号に抜粋訳と論評）は英政権に与えた影響の具体的な表れである。サルコジ仏首相が08年3月のシェルブール演説において核軍縮をアピールし（本誌第302号に抜粋訳と論評）、08年4月のNPT再検討会議準備委員会において同国のドーベル大使が8項目の行動計画を提示したことも「提言」に触発されたものと思われる。これらの方針は6月17日に発表された仏国防白書<sup>3</sup>で再確認された。

このような中、英国とイタリアの元政府高官らが相次いでシュルツらの提言を支持するアピールを發した。

### 英・元外相ら5氏のアピール

6月17日の『タイムズ』の論説欄に、ダグラス・ハード元外相、マルコム・リクフィン元外相、デビッド・オーウェン元外相、ジョージ・ロバートソン元NATO事務総長の連名のアピール<sup>4</sup>が掲載された。

アピールはシュルツらと同じような議論が英国、ヨーロッパにおいても必要であると強調した。そして、1991年の戦略兵器削減条約（START I）の重要条項を延長するというシュルツらの提案への支持を表明すると同時に、ミサイル防衛（MD）に関する交渉を併せて行うことの必要性を次のように強調した。「ポーランドとチェコにミサイル防衛を分担させようという米国の提案が、クレムリンを苛立たせている。しかしこれは不必要な不和である。ヨーロッパと米国に対するミサイルの脅威はロシアに対する脅威でもある」。さらにアピールは、①核兵器廃棄の検証を強化するため、英国が専門家の派遣を含めた積極的な役割を果たす、②NPT体制、とりわけIAEAの追加議定書の検証条項を強化する、③CTBT発効促進のために、未批准の発効

要件国に対して早期批准を働きかけることを提案した。一方でアピールは、07年3月の政府白書<sup>5</sup>に示された核軍縮努力を自賛しつつ「多国間の軍縮プロセスに入れば、英国はフランスや他の核兵器国とともに、さらなる可能な貢献を検討しなければならない」とした。アピールは次のように結ばれている。「究極の熱望は核兵器のない世界である。時間を要するであろうが、政治的意志と改善された検証手段によって、この目的は達成可能である。我々は時機を逸する前に行動しなければならない。核兵器のない世界に向かう米国のキャンペーンを支持することはその第一歩である」。

### 伊・元閣僚らも呼応

この英国発のアピールに呼応したのが、イタリアの元閣僚4人と高名な物理学者による共同アピールである。マッシモ・ダレーマ（元首相・外相）、ジャンフランコ・フィーニ（元外相）、ジョルジョ・ラ・マルファ（元欧州担当相）、アルトゥーロ・パリージ（元国防相）、フランチェスコ・カロジェロ（ローマ大学物理学部。元パグウォッシュ会議事務局局長）の連名のアピール「核兵器のない世界のために」は、7月24日の有力紙「コリエーレ・デラ・セーラ」の論説欄に掲載された<sup>6</sup>。

アピールは、米国の主流の政治家による初めての「核廃絶」提言に最大限の賛意を示し、賛同が英国などに広がっていることを歓迎しつつ、「イタリアでも同じ方向を向いた意思表示が必要である」として、次の二つの優先課題を挙げた。①CTBTの発効、②ジュネーブ軍縮会議（CD）における兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）交渉の打開と署名促進である。これら条約の促進は、「非核兵器国から評価され、2010年のNPT再検討会議に向けてより好ましい土台を提供するであろう」。さらにアピールは核兵器廃絶のために必要な政治的条件として、核超大国＝米口の核軍縮交渉の実質的な前進が不可欠であると強調している。そして「ヨーロッパは、全面的な核兵器廃絶に向かう道を開くためになしうることをなすべきである」とし、「新しい思考、英知の共有こそがその第一歩であり、イタリアもそれに貢献するべきである」との意欲を表明した。

2つのアピールは、「核兵器のない世界」がヨーロッパの現実政治家たちの言葉として語られたという画期的な意義を持つ。とりわけ米核兵器の配備を受け入れている核兵器依存国・イタリア（7ページの囲み）からの訴えは「フーバー・プラン」の現実政治への波及の新局面を予感させる。

日本の政治家から、日本政府の積極的行動を求める共同声明が出ないのは、きわめて残念である。（田巻一彦）

注

1 07年の提言は本誌273号（07年2月1日）に抜粋訳と論評、08年のものは本誌297号（08年2月1日）に全訳と論評。2つの提言を支えたスタンフォード大学・フーバー研究所で開かれた会議で生まれたイニシアティブは、「フーバー・プラン」と呼ばれている。

2 本誌第301号（08年4月1日）、305号（08年6月1日）に関連記事。

3 詳細な英文概要：[www.ambafrance-sg.org/IMG/pdf/lbDEF-eng.pdf](http://www.ambafrance-sg.org/IMG/pdf/lbDEF-eng.pdf)

4 「核兵器廃絶の取り組みを始めよう—核兵器のない世界は容易ではないが可能だ」。www.timesonline.co.uk/tol/comment/columnists/guest\_contributors/article4237387.ece

5 「連合王国の核抑止力の未来」。本誌第270号（06年12月15日）に「要約」の全訳。

6 [www.corriere.it/cronache/08\\_luglio\\_24/mondo\\_senza\\_armi\\_nucleari\\_ba381db8-594a-11dd-94cb-00144f02aabc.shtml](http://www.corriere.it/cronache/08_luglio_24/mondo_senza_armi_nucleari_ba381db8-594a-11dd-94cb-00144f02aabc.shtml)。2020visioncampaign.org/pages/446/ に英訳。

# 広島から 彼らの 「生きた証」を 伝えたい

『ヒロシマナガサキ』  
共同プロデューサー  
繁沢敦子さん



読売新聞の記者として94年に広島に赴任し、被爆50周年の特集取材に参加する機会を得ました。当時はスミソニアン博物館が原爆展を中止した出来事がありましたが、こんなにもアメリカと考え方が違うのかと衝撃を受けました。

その時に感じたのが、被爆地からの発信が少ないということです。たとえば、95年には広島で多くの国際会議が開催されましたが、議論は国際政治に集中しており、被爆の実相や様々な問題が指摘されている被爆者政策については、外国の人たちに向けて包括的に説明できる人がいない印象を受けました。

また、海外メディアによる報道も、被爆者の話を紹介してはいても、細かく見るとどこかで原爆投下を正当化していることもありました。自分はせっかく広島にいるのだから、被爆者の本当の思いを海外に発信できないかと考えていました。

海外メディアの取材のお手伝いをしたのは、2002年に米ディスカバリー・チャンネルが広島を訪れた際が初めてです。この時は原爆とは関係のないテーマでしたが、数か月にわたり、取材をする側と受ける側の調整や様々な手配など、番組制作に携わりました。その後、2004-05年に被爆60周年の取材のために来広した米ラジオ局やイギリス紙のお手伝いをしたのですが、その時にはそれまで被爆体験を語られてこなかった方を探しました。

被爆50周年以降、それまで辛い体験を胸に収めてきた被爆者の間に、伝えておかねばと考えている人がいると感じていました。たとえば、平和公園を歩いていた時に、自分から近づいてきて、「私の話を聞いてください」と言ってくる

方が現れたりしたのです。また、証言の聞き取りをしている友人によると、「家族にも今まで話していなかったけれど、聞いてもらって本当によかった。自分が亡くなったあと、インタビューのテープを孫に渡してほしい」と託されたことがあるそうです。彼らの経験は想像すらできませんが、自分の生きた証とし、また、人類への警鐘として自分の体験を活かさなくてはという責任感を感じておられるのだと思います。

スティーブン・オカザキ監督を知る広島の人から声がかかり、05年から『ヒロシマナガサキ』の制作に携わることになりました。この作品の一番重要なところは、アメリカ人が被爆者の話を聴こうとしたことです。アメリカは、自国の原爆投下を正当化し続けたいと保っていけない国ですが、その国の中から、それも世界最大のメディアであるタイム・ワーナー社の傘下にあるテレビ局のHBOが作りました。

冒頭の日本によるアジア侵略の描写が、原爆投下を正当化しているような印象を与えるという見方もありますが、最後まで観れば、核兵器は使ってはいけないという結論しか導かれないと思います。アメリカと被爆地とのギャップを埋めることは中々難しいけれども、戦争はいけない、というところには必ず行くはずですよ。

私は食事の手配やホテルの予約などの雑用も含め、色々な仕事をしました。監督がカメラクルーを連れて撮影をする前に被爆者の方に私がお話をお話を聞き、時にはハンディカムを回しました。健康状態が優れない方もおられ、直前までこまめに通い、万全の状態でも撮影に臨めるように努力しました。

オカザキ監督は「被爆者の話を自分の兄弟や、父母、祖父母の話として聞いた」と話しています。だからこそ、被爆者の方々も心を開き、長時間撮影に協力して下さったのであり、語られている話の深さというのは前例のないレベルだと思います。

「ヒバクシャ」という世界で通じる単語が強い響きを持つのは大きなことですが、「被爆者から話を聞いた」だけだとどこか他人事になってしまうんですね。その人の個性を取り戻すというか、誰の身にも起こりうることとして、身内のように聞けたら一番いいと思います。被爆の話でなくても戦争体験とか、自分のおじいちゃん、おばあちゃんなどとの普段から絆を強めて、自分の愛する人に何が起こったのかを知ることが継承だと思います。

この10数年に様々な方からお話を聞けたことは私の財産になっています。何よりも、被爆者から教えてもらった人間の強さが、私の生きる力になっています。あまりにも未曾有の出来事で、まだまだ知られていないことがあり、それを追求したいという思いもあります。広島にずっといて、残って、伝えたいなという気持ちがあるんですよ。

(インタビュー、まとめ、写真：塚田晋一郎)

しげさわ・あつこ

読売新聞記者を経て広島平和研究所編集員の後、フリーランスで翻訳・通訳・執筆活動。海外メディアの被爆地報道に携わる。昨年全米で放送されたドキュメンタリー『ヒロシマナガサキ』の共同プロデューサー。

# 日誌

2008.7.21~8.20

作成 塚田晋一郎、新田哲史

EU= 欧州連合/IAEA = 国際原子力機関/MD = ミサイル防衛/NATO = 北大西洋条約機構/PAC3 = 改良型パトリオット3

- 7月22日 インド下院、シン政権に対する信任決議案を賛成多数で可決。(本号参照)
- 7月24日 伊紙、同国の元閣僚らの共同アピール「核兵器のない世界のために」掲載。(本号参照)
- 7月24日 米空軍兵3人が機密扱いの弾道ミサイル発射コードが組み込まれた装置を所持したまま、施設内で寝過ごしていたと発覚。
- 7月28日 防衛省、PAC3の展開訓練を東京・市谷の同省敷地内で実施。
- 7月29日 北朝鮮が7月の6か国協議で、現状では核兵器廃棄は不可能とし、寧辺の核施設に限るべきだと主張したことが判明。
- 7月29日 米国防総省高官、イスラエルへのMD用「Xバンド・レーダー」配備を言明。
- 7月31日 米国防総省、新たな「米国防戦略」を発表。イランと北朝鮮を「国際秩序を脅かすならず者国家」と批判。
- 8月1日 IAEA 理事会、米印核協力協定発効の前提条件となるインドとの保障措置協定を全会一致で承認。(本号参照)
- 8月1日 シーファーム駐日大使、原爆投下は「戦争終結を早めるため必要だった」と発言。
- 8月1日 米海軍、原潜ヒューストンが3月下旬、佐世保基地に寄港した際、放射性物質を含む水が漏れていたことを公表。
- 8月6日 広島平和記念式典。45000人が参列。中国駐日大使が初参加。秋葉忠利市長、核廃絶に向け、次期米大統領への期待を表明。
- 8月6日 ブッシュ米大統領と李・韓国大統領が会談。米大統領、北朝鮮のテロ支援国家指定解除先送りの可能性を公式に言明。
- 8月8日 EUがイランに対し、安保理の枠外での金融、貿易などの経済制裁強化を決定。
- 8月8日 北朝鮮軍当局、『朝鮮停戦協定』を平和協定にし、新たな平和保障体制を確立する」とのコミュニケを発表。
- 8月8日 民主党「核軍縮促進議員連盟」の岡田克也会長、「東北アジア非核兵器地帯条約案」を発表。
- 8月9日 長崎平和祈念式典。28000人が参列。田上富久市長、非核三原則の法制化や「東北アジア非核兵器地帯」の設立を求める。
- 8月12日 米財務省、核開発に関与しているとして、イランの5つの政府系機関や企業を



## 地球の生き残り

Securing our Survival(SOS)

### (解説)モデル核兵器条約

メラフ・ダータン/フィリシティ・ヒル [著]  
ユルゲン・シェフラン/アラン・ウェア  
浦田賢治 [編訳]

本誌トップ記事で紹介。

日本評論社  
本体5200円+税

## 新刊紹介

金融制裁の対象に指定。

- 8月13日 イスラエル紙、同国によるイランの核施設攻撃計画への協力要請を06年、米が拒否し、自制を求めていたと報じる。
- 8月14日 ウクライナ軍参謀総長、ロシア艦船による同国基地の出入港の際、許可制を導入する大統領令の遂行を表明。ロシアは反発。
- 8月14日 ポーランドへの米ミサイル発射施設設交渉で、両国が最終合意。
- 8月15日 ロシア軍参謀次長、MD施設合意に関し「ポーランドはロシアの反撃に晒されることになる」と警告。核兵器での対抗もあり得るとの見解を示す。
- 8月15日 国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ、ロシア軍がグルジア攻撃でクラスター爆弾を使用、11人以上が死亡と発表。
- 8月16日 メドベージェフ・ロシア大統領がグルジアとの和平合意に署名し、合意成立。
- 8月18日 パキスタンのムシャラフ大統領が辞任。
- 8月19日 NATO 緊急外相理事会、ロシアとの協力関係を見直すとの共同声明を発表。
- 8月20日 シーファーム駐日大使、麻生幹事長にインド洋での海自の給油活動継続を要請。

### 沖縄

- 7月24日 嘉手納基地、岩国基地所属のFA18、9機とハリヤー5機が飛来。
- 7月26日 米空母レーガンの小型輸送機C-2、左翼のプロペラエンジン1基が停止したまま、嘉手納基地に緊急着陸。
- 7月27日 米原潜プロビデンス、ホワイトビーチに寄港。寄港は今年25回目過去最多。
- 7月29日 在日米陸軍、沖縄市で2月発生のフィリピン人女性暴行事件に関して、強姦に関する罪などで伍長を立件。
- 8月1日 名護市教育委員会、普天間飛行場代替施設建設に伴うキャンプ・シュワブ内の埋蔵文化財調査を開始。
- 8月1日 アロヨ比大統領、下地幹郎衆議議員の在沖海兵隊訓練受入要請に対し「受け入れたい。フィリピン側は何も問題ない」と発言。
- 8月4日 法務省、1953年に米兵の事件に関して「実質的に重要と認められる事件のみ裁判権を行使する」との通達を全国の関係当局に送付していたことが判明。

- 8月7日 米原潜ヒューストンの冷却水漏れ事故が、ホワイトビーチへの寄港時にも発生していたことが判明。
- 8月7日 キャンプ・ハンセン所属の一等兵、キャンプ瑞慶覧から米軍車両、民間地から民間車両を盗み、米側による身柄の拘束が判明。
- 8月8日 浦添署、普天間基地の海兵隊上等兵を暴行容疑で逮捕。
- 8月11日 米兵裁判権放棄に関する1953年の日米密約関連資料が、国会図書館で閲覧禁止とされていたことが判明。
- 8月13日 米原潜コロブス、ホワイトビーチに寄港。
- 8月15日 名護市辺野古のキャンプ・シュワブ内の集落隣接地で、米軍車両13台が爆発音を上げながら1時間にわたり炎上。
- 8月19日 林防衛相が初訪沖し仲井真知事と会談。知事が求める普天間飛行場の3年以上の閉鎖に対し、前向きに対応する考えを示す。
- 8月19日 ファルカム普天間基地司令官、同基地のクリアゾーンを「米国内法を調整しながら運用しており、違反ではない」と述べる。

### 今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
- FMCT=兵器用核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約
- IAEA=国際原子力機関
- ICJ=国際司法裁判所
- IMS=国際監視制度
- NATO=北大西洋条約機構
- NPR=(米)核態勢見直し
- NPT=核不拡散条約
- NSG=核供給国グループ
- NWC=核兵器禁止条約
- START=戦略兵器削減条約

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局<office@peacedepot.org> 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>  
田巻一彦<tamaki@peacedepot.org> 塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org> 中村桂子<nakamura@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁): 会員の方に付いています。
- 「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、新田哲史、津留佐和子、中村和子、華房孝年、山口響、梅林宏道